

告示

埼玉県監査委員 埼玉県代表監査委員 告示第一号

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十一月二十四日

埼玉県監査委員 山本光紀
埼玉県監査委員 小山彰
埼玉県監査委員 神尾高善
埼玉県監査委員 白土幸仁
埼玉県代表監査委員 山本光紀

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程

埼玉県監査委員

(平成十六年

告示第一号)の一部を次のように改正する。

埼玉県代表監査委員

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。